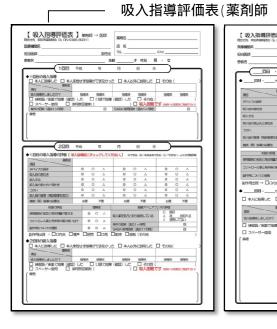
# 吸入指導依頼書・吸入指導評価表の使用方法

吸入指導依頼書(1種類)、吸入指導評価表(2種類)があります。<下図参照> これらの書面は吹田市薬剤師会のホームページよりダウンロードできます。

### 吸入指導依頼書(医師 薬剤師)







## 吸入指導依頼書 < 医師 薬剤師 >

の FAX 番号が記載されています。

医師が薬剤師へ患者さまの吸入指導を依頼する際に記載し、 院外処方箋と一緒に患者さまから提出される依頼書です。

病名は「喘息(咳喘息)」「COPD」の確定診断がまだついてない場合でも吸入薬が処方される場合があります。 その場合は「喘息(咳喘息)疑い」「COPD 疑い」にチェック

されていますので、患者さまへの対応等考慮してください。

FAX 送信先(連絡先)の欄に吸入指導を依頼した医療機関

調剤薬局で吸入指導後、吸入指導の結果として「吸入指導 評価表」(2~3ページ目記載)を送信してください。



## 吸入指導評価表 < 薬剤師 医師 >

患者さまから提出された「吸入指導依頼書」を基に吸入指導を行い、指導評価を依頼した医師へ FAX にて報告するための評価表です。

### 【1回目】

1回目の吸入指導の欄には、患者さまの状態やどのような 状況で吸入指導を行ったかを記載後、FAX(依頼書の送信 先)にて依頼医療機関へ報告して〈ださい。

この時には指導評価はしません。

「服薬情報提供料」(月に1回 15点)の算定ができます。

- 1回の指導料は保検金額3割負担では45円(1割負担15円、
- 2割負担30円)の算定ができます。

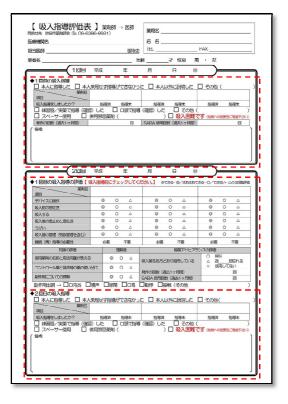


医療機関からの情報提供の依頼。 (吸入指導依頼書等)



情報を文書にて報告。 (吸入指導評価表)

患者の同意



#### 【2回目】

1回目の吸入指導の評価の欄には、2回目の吸入指導の前に、前回(1回目)の吸入指導でどれだけ理解できているかの評価を記載してください。

、、の3段階評価は別紙の「吸入指導評価チェック表」を参考にしてください。本来、「できない」は×ですが、患者さまの目の前で×は付けづらいというご意見を考慮してという表記にしています。

2回目の吸入指導では、の評価記載後、2回目の吸入指導を行って⟨ださい。

どのような状況で指導を行ったかを記載後、FAX(依頼書の送信先)にて依頼医療機関へ報告してください。

2 回目の吸入指導は、初めて吸入薬を処方(1 回目吸入指導)されてから1ヶ月後が望ましいですが、吸入薬を 2~3ヶ月まとめて処方される場合もありますので、2 度目に処方された時(2ヶ月後、3ヶ月後…)に吸入指導を行った結果を記載して〈ださい。

#### 服薬情報等提供料(15点)とは

処方箋発行保険医療機関から情報提供の求めがあった場合又は薬剤服用歴に基づき患者に対して薬学的管理及び指導を行っている保険薬局が当該患者の服薬等に関する情報提供の必要性を認めた場合において、当該患者の同意を得て、当該患者が現に診療を受けている保険医療機関に対して、服薬状況等を示す情報を文書により提供場合に月1回に限り算定する。 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定しない。

## 吸入指導評価表(汎用) <薬剤師 医師 >

【3回目】以降の吸入指導時にご使用ください。

6ヶ月後、12ヶ月後など定期的に吸入指導が必要な場合にも ご使用〈ださい。

使用方法は上記、「吸入指導評価表 < 薬剤師 医師 >」(2ページ目記載)と同様です。



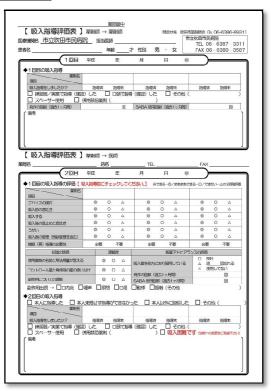
以上が基本的な流れとなりますが、イレギュラーとして1回目もしくは2回目吸入指導を、吹田市民病院の薬剤部で行う場合があります。

## 吸入指導評価表(院内用)<薬剤師 薬剤師><薬剤師 医師>

吸入指導依頼書と共に右記のような様式の「吸入指導評価表 〈薬剤師 薬剤師〉〈薬剤師 医師〉」を患者さまから提出 されます。

使用方法は「吸入指導評価表 < 薬剤師 医師 >」(2ページ目記載)と同様です。

続き(<薬剤師 医師>欄)からもしくは上記吸入指導評価表 (汎用)<薬剤師 医師>をご使用の上開始してください。



「吸入指導依頼書」または「吸入指導評価表」の使用に関して、ご不明な点は吹田市薬剤師会 (TEL 06-6386-8931)にお問い合わせください。